

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第五号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一口の表第二号区分の項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの

別表第一口の表第三号区分の項第五号中「あつたもの」の下に「(第二号区分の項第二号に掲げる者を除く。）」を加え、同表第四号区分の項第七号中「あつたもの」の下に「第二号区分の項第二号及び」を加える。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十五年四月一日から施行する。